

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 8. 11

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙に影響を及ぼすための不法施設設置禁止

- ◎ 何人(なんびと)も選挙が差し迫った時期に、選挙に影響を及ぼそうとするための幕や宣伝塔など広告施設を設置することはできません。

何人(なんびと)も選挙日前 180 日から選挙日まで、選挙に影響を及ぼそうするために「公職選挙法」の規定によるものを除いては花輪・風船・看板・幕または宣伝塔その他の広告物や広告施設を設置・陳列・掲示・配付できません。また、標札その他の表示物を着用または配付できず、候補者(立候補予定者含む)を象徴する人形・マスコットなど象徴物を製作・販売できません。(公職選挙法第 90 条)

※ 施設設置関連判例および質問回答

□ 「広告物、広告施設、標札その他表示物」の概念

広告物、広告施設、標札その他表示物などとは、必ず候補者の姓名や外貌が記載・描写されたり特徴などが直接現れていなくても選挙運動にあつて特定候補者の認知度を上昇させたりイメージを高揚させるために使われる諸般施設物と用具を言う(大法院 2004. 4. 23. 宣告 2004 ト 1242 判決)

□ 出版記念会会場に幕・ポスター掲示・貼付可能可否

出版記念会開催場所に行事名・主催者名など行事開催・進行に必要な事項を掲載した幕またはポスターなどを掲示・貼付するのは差し支えないが、候補者になろうとする者を広報・宣伝する内容を掲載することを禁ずる(2003. 7. 7. 中央選管委質問回答)

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。